

1. 件名：浜岡原子力発電所 1、2号炉、女川原子力発電所 1号炉、東海発電所、敦賀発電所 1号炉、美浜発電所 1、2号炉、大飯発電所 1、2号炉、玄海原子力発電所 1、2号炉の廃止措置計画変更認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和2年10月15日（木） 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※1・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、櫻井安全審査官※

1

中部電力株式会社 廃止措置部 部長他5名※1

東北電力株式会社 原子本部 原子力部 原子力設備 副長他4名※1

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室 部長他3名※1

関西電力株式会社 原子力事業本部 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ チーフマネジャー他2名※1

九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置統括室長他5名※1

四国電力株式会社 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー他1名※1

東京電力ホールディングス株式会社 原子力・立地本部 廃止措置準備室 主任他1名※1

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. 配布資料

- ・資料1-1 浜岡原子力発電所 1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・資料1-2 浜岡原子力発電所 1、2号炉性能維持施設の性能等について
- ・資料2-1 女川原子力発電所 1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・資料3-1-1 東海発電所廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・資料3-1-2 敦賀発電所 1号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・資料3-5-1 東海発電所性能維持施設の性能等について
- ・資料3-6-1 東海発電所の廃止措置変更認可申請書に記載した性能維持施設

の「位置、構造及び設備」の記載の考え方について

- ・ 資料 4 - 1 - 1 美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉原子炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・ 資料 4 - 1 - 2 大飯発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・ 資料 4 - 2 - 1 美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉性能維持施設の性能等について
- ・ 資料 4 - 2 - 2 大飯発電所 1 号炉及び 2 号炉性能維持施設の性能等について
- ・ 資料 5 - 1 玄海原子力発電所 1 号及び 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- ・ 資料 5 - 4 玄海原子力発電所 1, 2 号炉廃止措置計画本文六記載の性能維持施設のうち 1, 2 号炉共用施設の記載の考え方について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:12	中部電力浜岡の山本でございます。それでは本日、第2グループ号車の提出資料について、説明をさせていただきます。まず中部電力ですけれども、資料番号1-1として浜岡12号、
0:00:30	廃措置計画変更認可申請書概要。
0:00:35	1-2として浜岡12号性能維持施設の性能等について、
0:00:42	東北電力ですけれども、資料番号2-1、女川1号廃止措置計画変更認可申請書の概要、続きまして中日本原子力発電ですけれども、資料番号3-1-1、東海、
0:00:59	はい。土地計画変更認可申請書概要。
0:01:03	資料番号3-5-1、東海経営の維持施設の性能等について、資料番号3-6-1、東海性能維持施設の
0:01:14	一貫性構造及び設備の記載の考え方について、
0:01:20	資料番号3-1-2、敦賀1号廃止措置計画変更認可申請書概要続きまして関西電力ですけれども、資料番号4-1-1、美浜1号2号廃止措置計画変更認可申請書概要。
0:01:36	資料番号4-2-1箱美浜1号用、2号、性能維持施設の性能について、
0:01:45	資料番号4-1-2、大飯1号2号廃止措置計画変更認可申請書概要。
0:01:53	資料番号4-2-2、大飯1号2号性能維持施設の性能について、続きまして、九州電力、資料が5-1、玄海1号2号廃止措置計画変更認可申請書概要。
0:02:09	以上の資料になります。
0:02:20	中部電力のイナマスと申します。よろしくお願ひします。それではそういうことになることでね本日のヒアリングの説明を開始したいと思います。ツボ電力では今回ですね指導について三つの変更点を変更をかけております。
0:02:39	一つ目は概要についてですが、概要の中に廃止措置の工程表を追加させていただきます。
0:02:45	また資料の1-2の性能維持施設の性能等についての中でですね、年間ヒアリングでもお話のありました。エリアモニターのですね設置場所及びですねエリアモニターの選定のについての考え方について、
0:03:05	追加させていただきます。見積もつ目としまして資料1-2の中の比較表の中のところにですね、各変更の
0:03:21	概要ですね。備考に追加させていただきますでは説明に入ります。指導を一応ご確認ください。概要についてですね、1枚目をめくっていただいて、2ページです。今回追加させていただいたのは、

0:03:38	参考の現在現段階における廃止措置工程の進捗ということで 37 ページを追加させていただいております。
0:03:47	37 ページ最後のページをご確認ください。現在の配布現段階における廃止措置の工程の進捗ということで、現在浜岡につきましては、第二段階で
0:04:01	で入ってますので第二段階であり、核燃料物の半数は完了してということで、第一段階から第 4 段階の工程表の中の第二段階のところを赤枠で塗ってここ で言いますよということを明示させていただいております。
0:04:17	ガイドについての説明は以上です。
0:04:20	続きまして、うちの資料 1-2 の性能維持施設の性能等についての中での追加事項について説明させていただきます。
0:04:32	1 ページのも、1 ページめくっていただいて、目次を御確認ください。今回追加したさせていただいたものは表-3 表-4 図の位置図の 2 となります。
0:04:46	追加の資料は以上です。内容の説明をさせていただきます。16 ページを御確認ください。以前前回の提出させていただいた資料。
0:05:00	ではですねエリアモニターの歩数だけ書いておりましたが、今回設置場所及び考え方を仰せ追加しましたので、
0:05:11	16 ページにその旨の負債を追加させていただいております。
0:05:18	エリアモニターの
0:05:21	図につきましては、
0:05:24	いう
0:05:25	34 ページ 35 ページ、当社からお渡ししたのものについては色がついていればですね、赤で
0:05:35	記載しているものが今後仰せ性能維持施設としてですね、維持するもの、青がですね、解体可能な設備として判断しているものです。
0:05:48	1 号機につきましては 14 チャンネル 2 号につきましては 13 名チャンネルを性能維持施設として考えております。
0:05:57	ページ戻りまして、すみません 30 ページを御確認ください。
0:06:02	表の 3 として敗訴社のエリアモニターを機能維持の可否について、一応口になります。
0:06:12	こちらにつきましては、現在設置されているエリアモニターにつきまして精査基準及び発行元にですね、
0:06:22	必要の部分を応答差で確認した結果を記載させていただいて表にまとめたものとなります。
0:06:31	※マークにつきましてはですね

0:06:35	精査基準及びJEACで対象ではないと判断しているものの、今後解体等を勘案してですね、今後使う可能性が否定できないと当社で考えていますので、第二段階中は正のうち、施設として、
0:06:53	時つることとしております。
0:06:55	2号機も同様にですね、
0:07:01	整備しまして、2号機は
0:07:04	13第1号機については14台の機能維持を考えておりますエリアモニターの説明については以上です。
0:07:14	比較表の参考事項に今回の変更の概要の追加につきましては、18ページをご覧ください。ページ戻ってすみません。
0:07:25	表の1みまして、一番右の欄にですね、備考を追加進みまして、そこでそこにですね今回の変更、見直しがかかったものについてですね。
0:07:40	概要の追加をしております。ここの説明は省略させていただきますが、大元の資料の1-1の概要のもう元にですね、今回うちの2の資料にですね。
0:07:56	おとした今度ものとなります。
0:07:59	説明は以上となります。
0:09:01	はい。
0:09:36	中部電力のイナマスでございます。そういう人の立ち入りはするものですね例えばスターにも書いてあるんですが、今後の解体作業でですねオペフロのほうで土台構造物の解体等を
0:09:54	第3段階移行を計画しているというところもありまして、まだやり方等はまだ検討中ではありますが、となるとオペフロのほうで線量が上がるとなると高線量区域になってですね、エリアモニターで、
0:10:12	当社として、確認が必要となるんじゃないかということをもとにですね、来汚染の立ち入り人達があるから、一応当社として、第二段階一番残して第3段階に入る断面で記帳のほうも再確認して、
0:10:30	内数としてするかどうかを検討していくというイメージでおります。
0:11:06	はい、そういう理解です。
0:11:55	中部電力のイナマス弁、例えばですけど、22ページをご覧ください。すみません。資料1-2の22ページ等の
0:12:14	今日の今の一番下段になりますが、現地の建屋の同様関係につきまして、現行は時代というところを今回の変更で1台。
0:12:30	と変更予定です。備考のところを各見ていただくと、なおに記載しておりますが、教育班と排気ファンにつきましては2台のうち1台は

0:12:46	運転中から及び機器であるということですのでということは、通常は1台しか運転してませんということで運用の服用を最低必要台数となる1台を維持管理するということで記載させていただいております。
0:13:19	中部電力のイナマスです。その通りでございます。
0:13:29	そういうことのイナマスでございます。その通りでございます。
0:14:08	ということなんだと思っております。海水ポンプにつきましては運転中台数と同様なん。
0:14:19	ですが、20バーンと資料1-2-23ページをご覧ください。下から3段目となりますがあるし、原子炉機器冷却系海水ポンプにつきましては、
0:14:37	現象の機器の冷却というよりも放出経路の確保の観点ということで、来作成として使用します。この希釈といった周波数するものについては現園の廃止措置計画にも記載されているんですが、
0:14:55	大元は循環水ポンプで希釈していたものを上幻想機器冷却海水ポンプに切り換えた経緯を元計画書に記載されて記載させていただいております。その中で2台必要というのが明確になっていますので、
0:15:15	そちらの旨を書いております。以上です。
0:15:35	はいそのようになってます。ということでこのイナマスです。そのようになっております。
0:16:31	中部電力のイナマスでございます。減の挨拶計画に関する説明書というものを書いてありますが、廃棄孔排気塔の大府フードの変更工事を持って切り替えるということをや元の鬼沢先生済み記載。
0:16:51	させていただいているものだと思っております。工事が終わる前までは排気塔モニターで確認し、工事が終わった以降は排気孔モニターで確認するという記載になってますので、今は排気孔モニターで確認していると。
0:17:09	て排気等モニターにつきましては、はい機構モニター口のほうに変わりましたので、今回記載を削除させていただくというイメージでございます。
0:17:36	中部電力のイナマスでございます。記載については維持すべき期間が終了したためというのがわかりづらいというか審査会合で、
0:17:48	という話もあります。ミキヤさんからお話ありましたのでちょっと記載のほうをです、今の旨がわかるような記載に変更しようと思っております。はい。
0:19:10	中部電力のイナマスでございます。言い方とちょっと接続がないというのはちょっと
0:19:19	1管理施設への供給はないというイメージでよろしいでしょうか。
0:19:35	中部電力のイナマスでございます。その通りでございます。
0:19:43	ということになるというのはそれでございます。時管理施設に繋がっているものはないということでございます。以上です。

0:21:23	うん。
0:21:25	中部のイナマスでございます。
0:21:27	まず一つ目の質問として、性能維持施設でないものについてどうしていくのかという回答については基本外していくことを考えておりますがそうタイミングは解体工事。
0:21:44	との干渉等々もありますので、適切なタイミングでは外していくものと考えております。
0:21:51	また保安規定につきましては保安規定に打つていうのは管理会するが第意識廃止措置計画では式等書いてあるものを保安規定では台数で記載されていますので、そちらの台数を変更するイメージでございます。
0:22:09	以上です。
0:22:39	中部電力のイナマスでございます。まず浜岡につきましてはまず、
0:22:47	外部電源喪失になった場合は、モニター類もすべて落ちると空調持って行って、基本的に空調のダンパーが閉まってやはり機がなくなるということもあってモニターのほうも見えなくなります学長から
0:23:06	竹本誠で排気もなくなる。
0:23:09	ということもあと人の退避だけが必要となりますので、そこについてはバッテリー内蔵型の
0:23:19	誘導灯で退避するというイメージでございます。
0:24:16	中部電力のイナマスでございます。数値については了解いたしました。
0:25:07	十分なことをイナマスでございます。の、今フジモリさんが言われた通り区長が停止したら作業を止めるということは当然うちでも考えていたところありますので、備考欄にですねその旨を追記したいと思います。
0:25:58	ということでこのイナマスでございます。そう通りでございます。
0:26:30	中部電力のイナマスでございます。必要な流量はございます。
0:27:04	中部電力の猪股でございます。さ今お話が出たものにつきましては、サンプルの最低必要な流量というのはございますので等をこの資料のポンプの内調の。
0:27:23	まあまあこの欄にですね、必要な流量が
0:27:29	こう記載してそこが出ることで性能が満足されるということもありますので、それを追記したいと思います。
0:27:50	でも初歩的な質問であれなんですけど。
0:27:54	思う可能原子炉建屋とかのやって家なんです。
0:28:02	中部電力のイナマスでございます。当浜岡 12 号機につきましては家でございます。

0:28:09	わかりました。ありがとうございます。
0:28:13	ここがさすいません 334 号は、
0:28:18	屋根の屋になるってことですか。
0:28:22	ということでこのイナマスでございます。相当でございます。
0:28:27	すいません。以上です。
0:28:48	。
0:29:12	はい。
0:29:55	。
0:29:56	どうぞ。
0:30:00	すみません。
0:31:09	緊急連絡をイナマスでございます。替代表の資料の 1-1-6 ページをちょっとご覧いただきたいと思っておりますが、先ほどミキヤさんからもお話あった通り、今回検査制度の見直しをすると。
0:31:29	並行というところと、うちの申請そうではその他記載の適正化に伴う変更という二つで記載の適正化に伴うその他記載の適性化に伴う変更の中に今回の
0:31:45	内台数の変更であったり台数の変更をが入ってるという意味で申請させていただいております。
0:32:34	中部電力引佐でございます
0:32:37	当社として、その他記載の適正化に伴う変更ということで整理をさせていただいた制度をして今回先生AOを行ったものでございます。
0:33:03	はい。
0:33:05	はい、東北電力原子力ハセガワでございます。弊社女川 1 号の説明をさし上げたいと思います。資料 2-1 をご覧ください。
0:33:16	弊社いただきましたコメントにつきましては共通の廃止措置工程の進捗のわかる資料つけるという日程でございまして、資料 2-1 の最後のページ、右肩のページ番号で 30 ページになりますけども、
0:33:31	現段階における廃止措置工程の進捗の
0:33:36	工程表をつけさせていただきましては、こちらの工程表につきましては 3 月 18 日に認可いただきました廃措置計画の
0:33:44	申請書の中から言いましたものでございまして、3 月から外層段階に入っておりますので、
0:33:51	一番左の列の今年度のところに赤の縦線を入れさせていただきまして現時点の段階第一段階にありますということで評価してございます 1 号炉は新燃料使用済み燃料と密度長でございます。説明は以上です。

0:34:35	はい、東北原子力部ハセガワです。東北電力においてもにつきましてはその辺は右が現行ではございません。以上です。
0:34:59	方向性ないって、それ以外の変更点ないってことでわかりました。
0:35:10	はい。日本原子力発電の松浦です。ついては層厚弊社の東海発電所及び敦賀発電所 1 号炉について説明をさせていただきます。
0:35:23	まず東海発電所のほうですが、今回の概要書いて、
0:35:29	まず外務省の変更点について御説明いたします。
0:35:33	タダの 8 ページ目になりますが、本文 6 の表 6 の記載ですが、
0:35:41	このところで(3)のところになります性能維持施設の見直しに伴う変更につきましては 4 ぽつで、本資料のところに
0:35:53	スライドを追加して参照を願いますという加古川業追加いたしましたので、その次の実施。
0:36:07	次の 11 ページになりますがその本文 600Aの表 6-1 の表 6-2 の表、表については説明がちょっとカラーで三宅がちょっとつかないところを下線を引きました。
0:36:23	これは従前から東海発電所につきましては正の気相へ記載が位置構造及び設備の記載がございますので、その部分の差がわかるようにいたしました。
0:36:39	そして先ほどの整合入制度の見直しTP-4 ポツのところは 24 ページでこちらの内容は前回のヒアリングにおきまして、説明補足説明資料で説明させていただいた内容と、
0:36:55	同じものになります。これを 1 マツウラとして作成いたしました。次の 25 日、5 ページになりますが、こちら側の排水事項
0:37:06	弊社の東海発電所ですと、こういう書き方になってますんでペーシ。
0:37:13	排泄計画からこの表をトピック的なものになります。
0:37:18	それでは、概要説明のスライドにつきましては以上になります。
0:37:23	次に、
0:37:25	補足説明資料として今回あの前回ヒアリングのコメントに基づきまして作成いたしましたは、資料 3 のほうの 1 になりますが、東海発電所の性能維持施設の性能等について御作成いたしました。
0:37:41	こちらの内容につきましては軽水炉のほうのどう補足説明資料を参考にしまして、東海発電所の記載を適用したのになります。
0:37:55	さらにその中で等々性能等としますのは、ここも 4 ポツの現時点で 9 ページになりますが、性能維持施設の見直しについてという記載を、
0:38:10	前回は全部説明資料で出させていただいたものにこちらに移動いたしました玄海 3-4-1 という資料番号で出させていただいた。

0:38:22	全部既設の見直しについて、この内容をこちらのほうに4ぽつとしてまとめたものになります。内につきましては同様になっております。
0:38:34	2 続きまして、他発電所の3件目の資料になりますが資料3-6-1。
0:38:43	こちらはちょっと読ませていただきますとか発電所の廃止措置計画変更認可申請書に記載したJAの維持施設の位置、構造及び設備の記載の考えについて、こちらをまとめたものになります。
0:38:59	東海発電所の廃止措置計画変更認可申請書において性能維持施設をまとめた表6-1表6-2の記載の位置、位置構造及び設備の記載の考えにつきましては、以下の通りになります。
0:39:13	まず一つ目ですが、表6-1。
0:39:17	もううちいくつかの設備につきましては来3日の開設計画書に資料の記載がありましたら駄目その記載内容を踏襲しまして添付の表になりますけど、普通に太字の風んで、失礼しました。
0:39:33	これらの設備は工事計画書に記載があるものでしてその主要業務を廃止措置計画書に記載したものになります。
0:39:42	ここでちょっと次のページの添付になりますが、今日ちょっと説明をさせていただきます。
0:39:48	ここに廃止措置計画の位置構造及び設備の記載をまず太字の河川になっているものは以遠認可の廃止措置計画から転記したものになります。
0:40:03	ここで記載のないものにつきましては、同程度の機材になるようにしたのになり、
0:40:14	今回申請したものは記載のないものについて、同程度の記載を追記したものになります。
0:40:21	次も列が工事、工事計画認可があるものにつきましてはここに問題を示したのものになります。
0:40:28	また本文に戻ります。
0:40:32	二つ目ですが時認可の配筋計画書に仕様の記載がない設備のうち、
0:40:40	工事計画認可書に記載があるものについてにつきましては上記1の記載内容と整合を図り、
0:40:48	工事計画認可書の主要部分大きさを大したもん。
0:40:52	3、三つ目ですが、工事計画認可申請に記載がない設備につきましては、建築確認申請処理図面フィルターにつきましては交換実績、
0:41:06	送風機排風機につきましては現場確認により型式等を確認して記載をいたしまして、ここで先ほどちょっと、ちょっと御説明いたしました添付に表6時表6-2の記載、本件について整備をいたしました。

0:41:23	説明は以上と敦賀東海の説明は以上になります。ちょっとあと敦賀になります が敦賀発電所というものにつきましては、がらみ説明書のづらい方だけなの。
0:41:38	はい。
0:41:40	わかりました。
0:41:43	以上になります。
0:42:30	日本原子力発電の松浦です。皆様基調に
0:42:36	次がでいただく。
0:42:38	入っている知財はこちらの公認から一部部分的にとったもので書いてナカいて ございますが、今回のちょっと整合を軽水炉プラント等の整合を図りまして、許 認可通り書かせていただきたいと思います、
0:43:06	そういう方向性で補正で、
0:43:10	はい。
0:43:13	日本原電の松浦です。
0:43:17	ことをまず
0:43:20	既認可でこのようなちょっと記載がありましたのでまずあの相対発電所として 整合が図れるように気合いを整えたものは、
0:43:30	今のちょっと御説明させていただいて、
0:43:37	企業認可通りと書けるところは書くことは可能であるということは確認するレベ ルで補正でそのあたりちょっと
0:43:49	主な仕様中性などかと考えられると思います。
0:44:11	日本原子力発電は絶えず申し訳ありませんちょっとパーティーションを引きず りとヒアリングして申し上げれば、
0:44:31	はい。
0:45:51	原子力発電の山本と申します。今の資料の添付の表の中で、工事計画認可 に記載があるものにつきましては、既許認可通りというふうな記載に修正させ ていただきまして、ごみに記載がないものについては、今回申請いただいた 1 構造ですよ。
0:46:10	記載するという形に補正の中で対応させていただきたいと思います。
0:46:28	原子力発電の山本です。御説明した資料ではF3の6.1の資料の後ろのほう に表6-2っていうのが出ていますが、こちらの設備については、半分以上、 かなり多くのところが工認に記載がないものですので、
0:46:45	現場の確認とかそういうので記載しておりますが、こちらについては、今申請し てる記載で審議いただきたいと思っております。
0:48:09	日本原子力発電の松浦です。今回記載の適正化としまして、表、運転炉を共 用している設備につきましては表6に載せないっていうこれまでの

0:48:24	他プラントの実績がございますのでそれに合わせてし、記載を適正化したものになります。
0:48:52	はい。
0:48:59	従前から当該設備を共有であるという事は示してありまして実際に運転のほうで管理を行っております、そのため機材の適正化で共用ということも含めてその設備をヨーロッパから
0:49:17	たずねしたものになります。
0:50:12	。
0:50:13	日本原電の田中と申します。今ご指摘いただいた点ですけれども、2点ありまして、一つ図についてですけれども、こちらはすいません。前回ご説明いただければ資料だったもので載せていたのですが、今回の電力さんとの整合を図る。
0:50:31	個別の設備についての図はネット載せない判断を行いましてですねについてだけ削除いたしました補足説明資料として図面があったほうがわかりやすいということであれば、当図のほうへ戻すことは可能である。
0:50:48	5点目です。後ですね説明内容については、パワーポイントで5今御指摘だ24ページの内容については、
0:50:59	補足説明資料の9ページ、4こっち先ほどマツウラの4ポツの資料3-5-1ですいません-4、10ページ、ページに書いています。それを自分1ページから表1として、
0:51:15	審査基準の適合性ということで、審査基準の記載に対してこれらの設備を防護することがどうなのかということについて等の適合性を説明してまして、パワーポイントの資料に対する補足内容としてはこの部分で、
0:51:32	真鍋さんができるのかということも含めて説明していると、いう内容になっているという認識です。以上です。
0:52:45	出る原電の田中です。ちょっと今具体的なお話だったので議題なところにアンケートも全部ないんですけども、酸化酸化量については、中部電力さんの排気塔モニターと同じように意義施設維持期間が終了したので削除するという記載の適正化レベルのもので、
0:53:04	それ以上の説明はほとんどないというのが基本的な所平成データとも一つ御世界タダ生体遮へいのOAの換気系についてはですね、マークアップが維持できるように代理できるということが具体的な御説明なんですけれども、
0:53:22	それをある意味でいくということであると。
0:53:25	上っ面できる根拠だとか、何でこれ左側ができることが確認できているのかとかそういうところを確認いただきたいということで、例えばそのリークテストをしたとか、そういう。
0:53:41	ほぼ我が国いただいてるそういう趣旨でよろしいでしょうか。

0:54:10	流れ図了解いたしました。それでは報告していただいた資料については別途説明をいただきますと、ほかの機器についても可能な範囲で詳しい説明できる ところについて資料を整理したいと思います。
0:54:59	要は、そうすると例えば他の設備については、今申し上げた品種ぼけない資料の表の中身がどうこうという話よりも、9 ページ、ページの 4 ポツのところ 設備の
0:55:16	だけどしますよっていった外洋述べているところで、今まで以降どういふふう になってどういふページ受けてどういふふうにもう使わないよっていうところをもっ と詳しく背景を御説明そういうような内容はよろしいでしょうか。
0:55:31	はい。
0:55:37	はい、了解いたしますから、
0:56:34	ではないです。ちょっともうちょっと資料 4、はい。
0:56:58	日本原子力発電の松浦です。そういった機能がちょっとともととありません でした。
0:57:04	こういったまずグラフ上に棒グラフでそれぞれのなんていうんでしょうあの作業 の期間が示されていて上のほうの表としては分かれておりませんでした。
0:57:17	以上になります。
0:59:16	この原子力発電のマツウラです了解いたしました。
1:00:14	本ベースでマツウラですね理解できました。
1:01:21	日本原子力発電マツウラですねと
1:01:24	東海発電所につきましては施設定期検査等実施しておりませんのでそうい った意味では実績がございません。
1:01:34	ただし今期税において
1:01:38	ていの移設ですね今の性能維持ですね、続きましては検査は実施してあり ます。まず、そこで定義された検査になります。以上です。
1:02:04	そうなります保安規定のほうの条文がなくなりまして廃止措置計画に基づく定 期事業者検査を実施することになります。このときに 10 前例記載時認可でい ただいています性能の記載がありますので、
1:02:19	それに基づいて検査を行う考えてなります。
1:02:25	以上です。
1:02:29	銀行も
1:02:32	日本原子力発電の松です。現行の廃止措置計画の表 6 の
1:02:38	6-1 と 6-2 に相当する 6-1-1 と 6-1-2 に整合の記載がございますの で、従前から性能の確認をしておりますので、定期事業者検査につきま しても、

1:02:56	その性能を考えております。
1:03:36	はい。
1:03:40	これ、
1:03:45	個別に臨時の過程のヤマモトです。ね他の人から廃止措置計画のほうにおられるの使用が性能が記載されておりますので、その性能を確認しております。例えば伴管内の喚起できることで、
1:04:01	こういうのが記載されてそれに基づいて塗装安定のほうで頻度とかを定めて点検しておりますので、それと同じことを思っていないということを考えております。
1:04:51	はい。適債考えたいと思います。
1:06:02	ちょっと、
1:06:04	日本原子力発電ヤマモトですとか疲労制定いたしましては、この資料 3-5-1-9 の技術の性能等についての中に、これを取り込む形の整理ということで、
1:06:17	どうでしょうか。
1:06:44	了解いたしました。
1:06:55	はい、日本原子力発電のまつうらで敦賀の 1 号炉の説明をいたしたいと思います。痰敦賀につきましては概要の資料、このうち、変更点につきましては、1、
1:07:12	赤で変更の色でちょっと違いを見せていただくところはちょっと下線を引かせていただきました。全体的な説明になりますと、最後のページに法廷表をつけました。また東海につきましても同様でしたが
1:07:29	申請書に適合するように、ちょっと若干その修正でっ修正はいたしております細かいところです。
1:07:37	以上になります。
1:08:14	日本原子力発電のまつうら、その通りになりますが、SPCの所にのみになります。記事縮小につきましては以上になります。
1:10:36	日本原子力発電の松浦です。従前からちょっと記載はございませんでした。ツールぱ入れるかでヤマモトで数値説明 1 号機の方はですね排水は敦賀 2 号機側の方遂行に流しておりますので、運転炉が出入りするということで、時がわからなくております。以上です。
1:12:49	はい。
1:12:54	顧客に日本原子力学会うのわけですよ。ちょっと別途ちょっと持ち帰って確認をさせていただきます。
1:13:02	あいてないんです。
1:13:15	はい。
1:13:16	はい。

1:13:22	スズキ
1:13:31	ただ、
1:13:35	日本原子力発電のマツウラが表のようなどこ本文 4 のほうに記載があるかどうかというご質問駅北せたい。
1:13:50	その子が原電の中で御指摘の点ではですねそうまずい本文 4 の解体いたしましたのが入っております東海発電所はもともとはい設置許可に記載されていた設備というのは非常に限られている。
1:14:09	いうこともありまして、土地本文 4 の表の記載がですね、ウワツとあまりちよつと額としてる部分があるんですね。なので完全に網羅されてるかどうかというところはちよつと今の連続的なので、あわせての確認させていただきます。
1:14:35	はい。
1:14:38	こちら、
1:14:47	あった中で、今私がもしかしたら間違ってしまったかもしれません。今日の業務の方で当本部用のね。はい最初に確認します。了解しました。
1:15:32	中部電力、
1:15:52	ここで関西電力の堀内でございます。当資料 4-1-1 ですね、まず説明させていただきますと思いますが、4-1-1 は、美浜でございます。今回、
1:16:10	現行したところですね、右肩 1 番号言えば、15 ページになります。前回ちよつとヒアリングのときに、データ手足モニターのちよつと性能の記載をちよつと改めさせて欲しいということを申し上げました。今回ですね西縁
1:16:30	の記載の欄、上から二つ目の行になりますけれども、手足モニターの値と整合の記載につきまして見直した時社員に掲げさせていただいております。読ませていただきますと、表面汚染密度、以前はですね
1:16:48	当濃度ををはかる的なことが書いてあったんですけども密度測定できる状態にあると、あと捨てる警報設定値の聞き方が発信する状態であることを記載で改めさせていただいてございます。したのですね資格丸といいますか青で囲っているところに、
1:17:07	三つ説明がございましてけれども、今の中身につきましてですね、二つ目のポツでございましたが、手足モニターについては、今説明した中身の状態であることを記載後ろにですね、括弧書きで前回、今の申請の中身ではトヨシマも先ほど
1:17:27	申しあげました濃度が著しく上昇した場合において、確実にいる計数的状態であることということで書いてございましたので、こういう中身から補正して、今の念頭に書いてあるところの中にさせていただきたい。すぐに思っているというところが変更点でございます。

1:17:46	もう1点、金融最後のページですね、右肩上 24 ページ、ここにつきましては皆さんまずですね、現工程を張りつけまして、関連はですね、ちょっと現時点ということでちょっと線を引かさせていただいた質問になってございます。
1:18:04	美浜につきましては以上で大飯も、同じ変更内容ですので説明は割愛させていただきます。当資料もう一つですね。
1:18:16	4-2-1 の補足説明資料のほうでございます。
1:18:23	はい。
1:18:29	これ、
1:18:33	はい。
1:18:35	よろしいでしょうか。
1:18:38	資料 4-2-1、性能維持施設の性能についてと、美浜のほうですね、の資料でございますけれども、
1:18:47	これの 2 ページ目です。
1:18:52	3 ポツ(1) 建屋構築物等のところで、
1:18:58	10 下の
1:18:59	欄ですね表の上と一番下に同斜兵器の記載がございます。ええと原子炉補助建屋括弧A棟遮へい併記ということで、IEEE誤報が福祉サンプ室廃液蒸発装置室排除シタンク室東亜ISOタンク室、使用済み燃料ピット、
1:19:18	お問い合わせでございます。入ってございます。これも前回のヒアリングのときにちょっと補正させていただきたいということをずっと申し上げてですね。ええと※3 という記載を、振って、
1:19:33	今、下のほうに書いてある補正後の姿をずっと新しい姿を使わせていただいております。※3 の注記として、° 下見ていただきたいんですけども、フィード原子佐銀申請から変更等は記者民税しますと、いうところで、もともとはですねドラムバッチ
1:19:53	実質は富山一部含まれていたこと、あと使用済み燃料ピットの遮へいが日本しか書かれていなかった。この 2 点をちょっと修正してございますところを変更してございます。
1:20:06	あと、同じ資料の 14 ページ、これにつきましては手足モニターの表現の修正で先ほどのパワーポイント資料の修正と同じ内容の変更をしてございます。
1:20:21	大飯につきましてもまさかの遮へいを美浜だけですけれども、お客様の対応についてはですね、4-2 の原子炉について同意も同じですので説明は割愛させていただきます。
1:20:34	説明は以上になります。

1:21:11	はい、関西電力ホリウチです。大飯美浜とも主にそういった途中設のありません。
1:21:20	以上です。
1:21:35	関西電力のホリウチです。当機構にでいますか設置許可の中のですね、放射線系統管放射線管理設備層中の項目として、手足モニターというものが登場します。
1:21:50	以上です。
1:22:33	艦隊電力のホリウチでございます。ちょっとごめんなさい趣旨がずれてるかもしれないかもしれませんが、大飯にですね廃棄物処理建屋とかが性能維持施設として行動するのがですね、当大飯発電所の廃棄物処理建屋は、
1:22:51	ここに行動してるのは 12 号の処理建屋というところでございますんで、美浜発電所につきましてはですね運転炉と共用のする建屋はあるんですけども。はい措置。
1:23:05	美浜 12 号機ですね、それ建屋というものはないので、美浜側にはどうしていない、そういった整理になります。
1:23:13	以上です。
1:24:12	すみません関西電力のホリウチです。ちょっとすみません監査にちょっと聞いていないのかもしれないですけども、そうかも関西でですね、例えばパワーポイント層と 4-1-2 号、大飯のほうの PAR ポンプで、
1:24:28	10 ページですね例えばその中にキャスク保管建屋というのが登場します。
1:24:36	見たときに、下にとこ多いですとか管理区域境界というふうに今遮へいを書かせていただいております。これはですねネットマ工認に入れて行動している遮へい機能をですね、あのまあ管理区域境界という言葉で書いてあるわけではないですけども、支出としてはそういったところはされているので、
1:24:56	そういう期待をしているといった立地整理で記載してございます。
1:25:01	以上です。そうです。
1:25:22	まだやろ。
1:25:26	すいません九州電力ですけども、
1:25:30	聞こえてます書きムラヤマでございます。
1:25:34	入ってますかね。
1:25:36	当社の場合は、玄海 12 号機 T
1:25:43	その中に廃棄物処理建屋っていうと、
1:25:46	焼却炉建屋があるんですけども、これは 1234 共用なので、今回の排水路季節に出てこないと性能維持施設に出てこない。
1:25:57	ということになります。

1:25:59	あとその他必要な遮へいについては工認で取ってる生体遮へいとかは準備エントリーしているということになってますので、
1:26:07	そういう考え方になってます。よろしいですかね。ちょっと質問な答えになってます。
1:26:12	はい。
1:27:01	いいですか。
1:27:03	中部電力は浜岡の山本です。取りまとめももう1回の内容を確認させていただいて取りまとめる方向で調整したいと思います。
1:27:47	さらに、
1:27:49	はい、九州電力のクニタケです。弊社からの資料といたしましては、資料5-1で概要の説明資料のパワーポイントの資料と、それに関する説明資料といたしまして、12号共用し、施設の記載の考え方についてという。
1:28:06	資料1枚ものの二つ準備しておりまして、さっき最初に、A1枚ものの記載の考え方について御説明した後にパワーポイントの変更点について御説明したいというふうに考えております。
1:28:22	まずはじめにのところに書いておりますけども、廃止措置計画の変更認可申請書においてまして、性能維持施設のうち、運転号炉との共用施設を除いた一、二号炉共用施設につきましては、
1:28:39	施設を維持管理する5号炉の申請書に記載する考え方、それと、双方の申請書に記載する考え方の二つがございますので、これら二つの考え方については、申請時の記載についてはですね、どちらも問題ないと。
1:28:58	いうふうに考えておるんですけども、それぞれの共用施設の記載の考え方について、いかにちょっとまとめておりますので、御説明させていただきます。
1:29:08	2ポツのほうに12号の共用施設にどういったものがあるのかというものの例をですね記載しております。まず最初に廃液蒸発装置、こちら、1号1号設置の廃液蒸発装置双子設置の
1:29:24	廃液蒸発装置があるんですけども、弊社の場合は1号設置の廃液蒸発装置を維持するという考えのもとですね、1号のほう残し残すんですけども、こちらについてはふたゴールで管理を行うと。
1:29:40	蓋を設置の設備については廃止するというようなことで考えてます。続いて、アスファルト固化装置こちらは双子の二子のみしか設置されておられませんので、こちらはF他号炉北郷の足アスファルト固化装置を残しましてそれも、
1:29:57	下ゴールで維持管理するというようなことです。
1:30:00	使用済み樹脂貯蔵タンク、こちらは1号設置双子設置の使用済み樹脂貯蔵タンクがありますので、それぞれそれらにつきましては、どちらも二子で管理すると。

1:30:12	ということで 12 号の共用施設につきましては、下号炉が廃止へ前は 12 号炉ともに廃止となった以降において、ですね、蓋ごろに双子にて維持管理することに変更はないと、非常にしております。
1:30:32	続いて 3 ポツで 12 号の共用施設の記載の考え方の比較ということで、
1:30:38	先ほどはじめに述べさせていただきましたけども、一つ目が、共用施設の維持管理する号炉の申請書に期待する考え方と、右側に共用施設を相互の申請書に記載する考え方を
1:30:53	の記載しております。まず左側ですけれども、まず本文 4 につきましては、変更認可申請書が設置許可取り消し手続きということもございますので、1 号 2 号、どちらともですね、共用施設を記載しているというようなものです。
1:31:11	で、その下の解体対象施設と性能維持施設につきましては、F 他号炉へ双子炉側で今後、管理をしていくとか、廃止措置計画で改訂を行うとか、そういった考えのもとですね蓋号炉側だけに記載すると。
1:31:28	というような考えで記載しているというものがあり、持ってます。
1:31:33	続いて右側ですけれども、こちらについては本文 4 につきましては、先ほどの左側と一緒になんですけれども、解体対象施設性能維持施設につきましては、12 号炉走向の申請書どちらでもですね。
1:31:50	12 号の共用施設を確認できるように記載するというので、両方に記載するというような考え方があるのかなと思っております。
1:32:01	最後に、弊社の対応ということで、弊社の場合その申請書本文 6 について、本文 67 性能維持施設につきましては、12 号炉共用施設は蓋号炉のみに記載しております、
1:32:16	本文 45、廃止措置対象施設解体対象施設。
1:32:20	には 12 号炉 A の共用施設に関する記載をしております、ちょっと性能維持施設だけ記載の考え方に相違が生じておりますので、本文 6 におきましても、12 号炉の共用施設、
1:32:36	層厚の申請書に記載して整合を図りたいというふうに考えております。
1:32:42	なお、12 号炉共有施設の管理につきましては、現状の社内運用双子の側で維持管理することにつきましては、今の現申請日程も開催してるんですけども、12 号炉双方の申請書に、
1:32:57	記載して、定期事業者検査については、保安規定の下部規定であります社内規定に管理する頃定めて実施するというようなことで今考えております。
1:33:09	で、この内容につきまして、%の方に内容を反映してございます。
1:33:16	それで変更点を御説明いたしますと、
1:33:20	資料 5-1 の
1:33:23	まず 8 ページ目。

1:33:27	の第 6、すいません。今回第 1 回目のヒアリングからの変更点につきましては、網かけをさせていただきますのでそこについて追記もしくは修正をしているというようなことになっております。
1:33:40	まず 8 ページ目の一番下のところにa性能維持施設の記載の考え方ということで、1 号炉との共用施設、それと 1 号及び 3 号の共用施設、こちらのちょっと蒸気発生器保管庫につきましては、
1:33:58	一番から 3 号機の共用施設なんですけども、従前通りまだ下護岸で管理しておりますので、ちょっとこちらについても双子で管理するというので双子にて維持管理を実施することを記載というようなことをちょっと追記させていただきます。
1:34:16	続きまして、9 ページのところに性能維持施設の一覧表がございまして、その後の上ですね、原子炉補助建屋っていうところに米印を打っております。これこちら何を意味してるかといいますと、
1:34:33	1 号炉の三田の共用施設ということで、12 号炉の共用施設を明確化するために※を打ちまして、1 号炉の三田の共用施設というような脚注を追記しております。
1:34:44	二つ目の丸のところなんですけども、個目部を追記いたしまして、1 号炉のみとの共用施設であることを明確にするように明確にする、補正を行いたいという旨を記載しております。
1:35:00	続いて、同様の変更が 14 ページ液体廃棄物の廃棄設備のところにも同様に米を打ちまして、12 号炉共用を明記しているということでそれで補正を行うという旨を追記しております。
1:35:19	起動用の修正を 15 ページ。
1:35:24	10、16 ページ。
1:35:26	はい。
1:35:28	なっています。
1:35:29	最後、
1:35:31	以上です。
1:35:36	三つ。
1:35:37	言っているページ
1:35:40	同じ 20 ページも同じですし、21 ページも同様になっております。
1:35:47	最後のところで 28 ページ 1 号炉の変更内容のところなんですけども。
1:35:53	蓋ゴールと基本的に同様の記載という後に、今回蓋ホールのみとの共用施設、それと双子及び 3 号との共有施設を第 6.1 表に追記いたしまして、共用施設が明確となるように補正を行うという旨の言葉を
1:36:11	追記させていただきます。

1:36:13	最後に 2930 ページにつきましては、廃止措置工程に減算現時点のところ明記しております。
1:36:23	以上で九州電力の御説明を終わります。
1:36:48	兵庫につきました変更点はございません。
1:37:15	九州電力のクニタケです。今本分後の解体対象施設につきましても、12 号も共用施設の方は 1 号の申請書を双子の申請書の倉庫に今記載しておりますので、そこの変更点はございません。
1:37:32	今回改めて行うな性能維持施設のところに追記するというものになっております。
1:37:39	以上です。
1:38:16	九州電力のクニタケです。その通りです。
1:38:58	明日は九州電力のムラヤマです。
1:39:02	おっしゃられたのは、A4 横で 1 枚もので作ってるこの資料がみたいなものはちょっと何かないとわかりにくいということですかね。
1:39:35	ちょっと、まああの会合で、
1:39:39	使う積み上げる費用もしくは何かパワーポイントの中で何か説明できる形を考えます。ちょっと、ちょっと時間いただけますか。
1:40:45	はい、それで御あって、その通りでございます。九州電力のクニタケです。
1:41:31	関西電力のホリウチという値です。今ミキヤさんの御説明の通りですね、ちょっと弊社の廃止措置計画では管理方法論というのは明確にはしていませんで、これに、これらについてはですね、別に配置措置計画で名。
1:41:48	ねえ。P 施設しなくともですね、今日養老ああんなどっち、どっちかのでしっかりと管理できるということが社内的に適切に説明できるようになっていればいいというふうに今の現状は理解しております。以上です。
1:42:56	すいません関西電力のホリウチです。今ミキヤさんがおっしゃってる管理等おっしゃる野放図黒鉛の話ということでしょうか。
1:44:21	はい。
1:44:24	すいません関西電力のハラと申しますけれども、
1:44:29	その細かいその工程とかっていうところまでに正直まだ詰まってないところがあるんですけども、簡単簡単な考え方としたら、例えば供用号炉等 1 号 2 号も一つの全体の労働という
1:44:44	位置付けで我々は五つ計画できている安全なそういう整備だと考えてます。そびれたそのどの段階で高圧かっていうところも、その 12 号窃盗強制とも一緒に
1:44:58	というような現状そういう整理になっているということと認識しています。

1:45:15	すみません、関西電力ハラです。そういう意味でいい意味で言えば、例えば1号炉2号炉違った
1:45:23	解体期間にするとか、管理を分けるということになればその時点での変更申請をかけること。
1:45:29	その時点でその供用ボロンどっちにするかということを整備したと思うんですけど。
1:46:23	関西電力のホリウチです。まず両方の号炉できるさせるということはないという。
1:46:30	でも、タダの工認で記載してあるのは、今だと設工認ですね、設工認で登録している号機で提示をするというところが、
1:46:45	当ガイドに定められているということでちょっと認識してはおりますけれども、結論から申し上げますと、これも社内運用の中で、今守れなくしっかり検査できているということが説明できたらいいのかなと。
1:47:03	いうふうに考えているというところでございますというのをですね先ほどもちょっとお話ありましたけれども、工事計画にですね出てこないような設備が排出計画の性能維持施設では東三してたりとかですね。
1:47:21	あと、ちょっとこう、工事計画の政党時期的になるんだと思うんですけれども、共用設備がですね、どちらの号機にも1台しかないにもかかわらず、どちらの号機にも登録されているといったような設備もあったりしまして、
1:47:39	ガイドラインを原則と書かれてますけれども、もうそのまま原則にすべてが適用されるかということと言われるとですねそれはなかなか難しいのかなということで現状考えてございます。ですので繰り返しになりますけどもそういったところもございますので、
1:47:57	そういったところも含めてというんですけれども、抜けなく漏れなくということが説明できるようにしようということでよいかということ考えてございます。以上です。
1:50:28	関西電力の堀内でございます。今の御発言の趣旨承知しましたちょっと現状をですね、ちょっと調査とかもちょっとさせていただきたいと思っておりますので、今の御意見を踏まえましてですね、ちょっと申請書に管理方法を明記するかどうするかということはちょっと1回考えさせていただきたい。
1:50:48	沼津以上です。
1:51:24	中部電力の田村です。はい、事業者の方からございません。はい。
1:51:39	中部電力タムラです。はい、承知しました。